

# 健康保険被扶養者(異動)届 記入の手引き

就職をしてすでに被扶養者がいる場合や結婚や出産等により新たに被扶養者となる場合、就職等により被扶養者でなくなる場合にご提出ください。

**申請書は1枚です。**  
漏れなく正確にご記入ください。

**添付書類をご用意ください。**

### 被扶養者になる場合

#### 被扶養者でなくなる場合

- 収入を証明する書類
  - 同居要件が必要な方は、同居していることを証明する書類  
詳しくは、『被扶養者認定に必要な添付書類』をご確認ください。
  - その方の被保険者証  
(令和7年12月1日以前に被扶養者でなくなる場合)  
以下は交付されている方
  - 就職などの場合  
お勧め先にて加入された『資格情報のお知らせ』のコピー
  - その方の『資格確認書』
  - その方の『高齢受給者証』
  - その方の『限度額適用認定証』

## 記入例

## 健康保險被扶養者(累動)屆

記入漏れのないように記入してください。

## 1 記号・番号

- ①マイナポータル、②資格情報のお知らせ、  
③資格確認書のいざれかでご確認ください

2 年收

この先 1 年間の収入見込額。  
賞与を含む税金等控除前の総収入額を記入してください。

**③ 被保險者氏名**

**被保険者氏名を自署してください。**  
**被保険者ご自身が記入をしてください。**

住所

**住民票住所を記入してください。**

#### 4 配偶者の有無・配偶者の年間収入

被扶養者としている配偶者がいる場合、その配偶者の年間収入を記入し、その証拠書類等を添付してください。

**子の申請時等で、その配偶者の年間収入が被保険者より高い場合、被扶養者認定できません。同程度の場合（1割以内）は例外あり。**

## 5 被扶養者になる場合（該当に○）

必ずご記入いただくところ

氏名、届出年月日（配偶者欄のみ）、生年月日、性別（配偶者欄以外）、続柄、住所、同居・別居の別、個人番号、被扶養者になった日、該当理由、職業、年収、給付金等の受給状況（配偶者の欄のみ）

**被扶養者になった日について**

被保険者の就職…被保険者の資格取得年月日

婚姻…入籍され生計維持が開始された日

出生…生年月日

同居…同居され生計維持が開始された日

離職…仕事を辞めた日の翌日

**認定日について…「被扶養者（異動）届」及び必要書類一式が提出され、健保組合が扶養の事実を認め  
て受理した日が認定日となります。ただし、出生に  
ついては出生年月日が認定日となります。**

## 6 被扶養者でなくなる場合（非該当に○）

必ずご記入いただくところ

氏名、生年月日、性別、続柄、被扶養者でなくなった日、非該当理由、職業、居所、年収

**被扶養者削除の場合、個人番号記入は不要です。**

**被扶養者でなくなった日について**

就職…就職した日

死亡…死亡した日の翌日

離婚…離婚し生計維持が解除された日

別居…別居され生計維持が解除された日

収入増加…収入が増えることが見込まれた日

75歳到達…75歳誕生日（後期高齢者該当）

## 7 資格確認書の発行要否

資格確認書の発行が必要な場合（※）□に✓を付して下さい。

※以下に該当する場合に限る

- マイナンバーカード未取得者、マイナンバーカード返納者
- マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
- マイナンバーカード健康保険証利用登録解除申請をした者、利用登録解除者
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

## 備考

**居所が住民票住所と異なる場合、備考欄に居所を記入してください。**

記入を終えましたら、事業主経由で提出してください。

**事業主が確認するところ（記入漏れのないようご注意ください。）**

## 8 事業主確認欄・事業主受付日・担当印

事業主確認欄…確認したことをそれぞれに□してください。

□上記届出は申請者本人（被保険者）が作成したもので相違ないことを確認

□所得税法上に控除対象配偶者・扶養親族であることを確認

□個人番号に誤りなし（事業主が本人確認措置を行う）

事業主受付日…事業主ご担当者さま（人事部等）が各所属部署より到達し、受付をした年月日をご記入ください。

ご提出・お問合せ先



〒178-8511 東京都練馬区東大泉1-19-43  
TEL 03-3978-2083 FAX 03-3978-2086

タムラ製作所健保

検索

